

(5) 日本農林規格で使用が認められている薬剤

有機農産物に使用できる農薬は、「日本農林規格 有機農産物」(最終改正 令和6年7月1日農林水産省告示第1280号) 付属書 B(規定) に定められています。詳細は、以下の URL に掲載されています。

※農林水産省ホームページ (有機 JAS・告示等)

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html

附属書 B (規定) 農薬

箇条 5 に規定されている農薬を表 B.1 に示す。

表 B.1—農薬

農薬 ^{a)}	基準
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
ピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	—
調合油乳剤	—
マシン油エアゾル	—
マシン油乳剤	—
デンブン水和剤	—
脂肪酸グリセリド乳剤	—
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
メタアルデヒド剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	—
硫黄粉剤	—
水和硫黄剤	—
石灰硫黄合剤	—
シイタケ菌糸体抽出物液剤	—
シイタケ菌糸体抽出物水溶剤	—
炭酸水素ナトリウム水溶剤	—
銅水和剤	—
銅粉剤	—
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	—
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	—
混合生薬抽出物液剤	—
ワックス水和剤	—
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
磷酸第二鉄粒剤	—
炭酸水素カリウム水溶剤	—

表 B.1—農薬（続き）

農薬 ^{a)}	基準
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の葉害防止に使用する場合に限りこと。
ミルベメクチン乳剤	—
ミルベメクチン水和剤	—
スピノサド水和剤	—
スピノサド粒剤	—
還元澱粉糖化物液剤	—
カスガマイシン液剤	—
カスガマイシン粉剤	—
カスガマイシン水溶剤	—
カスガマイシン粒剤	—
エチレン	パイナップルの開花誘発に使用する場合に限りこと。
次亜塩素酸水	—
重曹	—
食酢	—
その他の農薬 ^{b)}	有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限りこと。
注 ^{a)} 組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限り。	
注 ^{b)} 硫黄・銅水和剤, 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤, 脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤等が該当する。	